

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国会社の従業員雇用の関連事項

米国会社の雇用主は、潜在的または在籍の外国人従業員（米国内にいるかどうかにかかわらず、最低一つ以上の就労ビザの要件を満たす必要がある）を保証することができます。一般的に、科学、芸術、教育、ビジネスまたはスポーツの分野で卓越した能力を有する者、もしくは有名な教授や研究者、もしくは博士等の高学歴を有する専門家は、H1-B、J1 などの就労ビザ（当該就労ビザは従業員が特定の雇用主のために働くことを規定している）を申請できます。

会社は外国人従業員のために就労ビザの申請をする場合、米国移民局の公式ウェブサイトの要求に従って、「永続労働証明書申請」を記入し、かつ全ての必要な関連書類を準備する必要があります。通常、移民弁護士の支援を求めることができます。

米国雇用主は連邦給与税と州給与税を同時に支払う必要があります。連邦給与税は、社会保険料 6.2%、医療保険 1.45%、及び連邦失業保険税 6% (FUTA とも言われ、当該保険は毎年従業員 1 人につき給与の最初の 7,000 ドルに適用) を含みます。州給与税は州失業保険 (SUTA と言われ、当該保険の税率が州によって異なる) を含みます。例えば、カリフォルニア州の州失業保険税は 1.5%~6.2% になり、業種や従業員数によって税率が異なります。

米国雇用主は一般的に小切手あるいは銀行口座振込で従業員へ給与を支払います。雇用主は、各州の給与支払い頻度に対する要求に従って、固定した給与支払日を設定し、かつ給与を支払うとともに税金を源泉徴収する必要があります。

サービス分野

会社設立

口座開設

監査及び保証業務

知的財産権

合併買収

人事給与

税務申告

移民ビザ

税務計画

会計記帳

商標の登録

賃貸サポート

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com